

令和6年第1回姫路市議会定例会（未定稿）

令和6年2月29日（木）

○重田一政議員（登壇）

自由民主党、重田一政でございます。

今回の質問が少しでも実りあることを願いながら、通告に基づき、16項目42点質問します。

1項目めは、人口減少社会における姫路市の取組についてであります。

令和6年2月8日開催された予算大綱説明会において、人口減少社会における姫路市の取組について、市長から説明がありました。

コロナ禍で加速したとも言われる少子化の影響により、姫路市の人口も従来の推計を上回るスピードで減少し、2050年には43.6万人となり、2023年から約9万人減少すると推計されています。

人口減少、特に労働人口や子どもの減少に伴い、地域経済の縮小、地域コミュニティの弱体化、生活関連サービスの低下、行政サービスの低下など、様々な分野への影響が懸念される中、今後も姫路市が活力あるまちであり続けるためには、将来を担う世代への支援をはじめとして、姫路市全体で危機感を持って、この問題に取り組みなければなりません。

また、人口減少への積極的な対応を進めるためには、これまでの手法にとらわれることなく、施策や事業の在り方を、時代に応じて抜本的に見直し続けていくことが必要です。

今年度の事業見直しにおいては、市長のリーダーシップの下、大胆な改革に取り組みましたが、一方で、様々な事情により十分な見直しに至らなかった事業もあったと思います。

そこで、3点質問します。

1点目は、これから姫路市として、どのような考えの下、人口減少に対して取り組んでいくのか、お聞かせください。

2点目は、将来を担う世代への支援について、令和6年度はどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

3点目は、令和5年度の見直しの総括と、今後の対応についてどのように考えているのか、お聞かせください。

2項目めは、交通安全対策の強力な推進についてであります。

現在、危機管理室では、登校旗を、例年11月末までに翌年度必要数の調査を各小学校に行い、2月中旬ごろ納品

を、3月末までに希望数を各小学校に配布しています。

ちなみに令和4年度は登校旗を1,810本配布されていますが、そもそも危機管理室がなぜ登校旗の配布をされているのでしょうか。

また、健康教育課では、登校旗を用いて、登校班の班長役を担っている児童を含め、学期始めや学期終わりに実施される登校班での話合いの中で、登校班全体で並び方の確認や個別の班ごとの指導を行っており、また、学期始め等に全校で一斉に下校する際に、安全な登下校や登校旗の正しい使い方について、全体指導を行っている。

しかしながら現状は、班長だけ登校旗を持っていない児童、登校旗を丸めてかばんに入れている児童、登校旗を丸めて持っている児童、棒が折れた登校旗を持っている児童など、健康教育課の言われている説明から、かなりかけ離れています。

もしかして、小学校によっては、危機管理室が登校旗を配布されているため、正しい使い方についても危機管理室が指導するものだと思っていないか。

そこで、3点質問します。

1点目は、登校旗の正しい使い方を徹底するためにも、登校旗を配布から全体指導まで同じところが担当すべきだと思いますが、ご意見をお聞かせください。

2点目は、児童が登校旗を正しく使用するにはどうすればいいと思いますか、お聞かせください。

3点目は、これまで校長会で、投稿旗の正しい使い方について話し合われたことはありますか、お聞かせください。

3項目めは、不当要求行為への対応についてであります。姫路市では、不当要求行為への対応については、階層別研修において公務員倫理のカリキュラムを設け、要望の全件記録化の徹底、公益通報制度なども含めた研修を行うとともに、副市長を含む幹部職員への研修も実施しており、職員が行政に対する不当要求行為に毅然とした対応を取るための意識形成に取り組んでいます。

また、市議会議員からの不当要求行為防止に向けた取組として、不当要求行為のおそれの区分廃止、要望等の記録票兼報告書の取扱いの変更、姫路市要望等庁内審議会の設置、警告書の発出の義務化等を、議員による不当要求行為の再発防止等検討共同協議会において報告の上、令和4年4月25日から実施されています。

また、市議会議員からの不当要求行為の再発防止対策として、令和5年4月から、全件記録の実施や、副市長への

要望等の記録化等を新たに作成した市議会議員の要望等に関わる職員の対応に関する基本方針に基づき、取り組んでいます。

令和5年9月定例会の質問ヒアリングのとき、どの局か忘れてましたが、録音させてほしいと言われたことがありました。また、常任委員会などで職員の不正等の報告を控え室に来られた場合でも、録音する気満々の方がいます。いつでもどこでも録音しなければならないと思っている方が、多数おられるのではないのでしょうか。

常に録音しなければならない状況とは限らないと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、2点質問します。

1点目は、令和4年4月25日から実施している再発防止対策の効果はどうか、お聞かせください。

2点目は、再発防止対策は、職員へまだまだ徹底されていないと思いますが、ご意見をお聞かせください。

4項目めは、じばさんびるについてであります。

先日、新聞記事に、「じばさんびる運営法人解散へ」という記事が掲載されました。

じばさんびるは、姫路西播磨地域の各市町などが共同出資され、1981年に発足しました。地場産業の振興や播産館の営業、ビル内の貸会議室の運営等を担ってきました。

しかし、ここ数年、赤字続きで資金繰りが悪化し、また、老朽化したビルの改修費約3.7億円が負担できないことなどが要因で、解散が検討されています。

同法人が解散した場合には、ビルを姫路市に譲渡し、姫路市がビルの改修を行い、その後新たな産業振興の拠点として活用する予定です。

これを機に、現在姫路市が毎月高い家賃を払っている姫路しごと支援センターや駅前市役所などを、じばさんびるに集約してはどうですか。

また、1階の播産館は、ふるさと納税に特化したブースを設けて、全国からの観光客が本当に欲しいものを展示して販売していただきたい。スタッフに関しても、民間のノウハウを取り入れた接客方法などを学んでほしいと思います。

姫路駅南というすばらしい立地条件を存分に生かして、じばさんびるを全国にアピールして、姫路の地場産業がますます発展することを願います。

そこで、2点質問します。

1点目は、この機会に姫路駅周辺の出先機関を集約すべ

きと思いますが、ご意見をお聞かせください。

2点目は、1階の播産館にて、ふるさと納税に関する特化した企画をされてはどうですか、ご意見をお聞かせください。

5項目めは、市立幼稚園の老朽化についてであります。

現在、姫路市には古い園舎が幾つもあります。昭和46年設立の広峰幼稚園、谷外幼稚園、花田幼稚園、昭和47年設立の津田幼稚園、昭和49年設立の御国野幼稚園などですが、木造の対応年数27年をとくに経過しています。

姫路市は何年か前に全ての小中学校の校舎の耐震補強工事が完了していますが、木造の園舎の耐震補強工事は完了しているのでしょうか。

老朽化した木造園舎は、能登半島地震のような大きな地震に耐えられますか。

例えば、園児が楽しく遊んでいるときに大きな地震が来たらと考えると、ぞっとします。

令和3年7月に、市立幼稚園及び保育所の今後の中長期的な方針を示した姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針を作成しています。

この方針においては、少子化や子育て世代を取り巻く環境が変化していく中、限られた人員や財源で、利用者のニーズに合わせた機能の充実や施設の改修等を行うために公共施設の役割を明確化し、それ以外の部については、私立幼稚園の力を活用することで、市全体のさらなる教育・保育の充実を図ることも目的としており、そのための実施方針として、公立施設のこども園化や、老朽化に伴う建て替えの際には私立認定こども園として整備を積極的に検討することとあります。

今後、各公立就学前施設の方向性を示した計画を、少子化等の状況を考慮しながら段階的に策定していくことを予定しており、同計画に基づき取組を進めていくようですが、いずれにせよ、1つずつ古い木造園舎から順番に、早急に対処していただきたい。

そこで、2点質問します。

1点目は、これまでの定例会で何度も質問してまいりましたが、姫路に能登半島地震のような大きな地震が起ころうとしても、老朽化した幼稚園は大丈夫ですか、お聞かせください。

2点目は、市立幼稚園の老朽化対策のためにも、在り方方針を早急に進めるべきですが、ご意見をお聞かせください。

6項目めは、アクリエひめじについてであります。

アクリエひめじは、大ホールをはじめ、会議室と展示場など、異なる複数の施設・機能を備えた大規模複合施設である施設の優位性を生かした、これまで本市では開催できなかったような規模やジャンルのコンサートや、学会、国際会議等、多彩な催しごとを開催すべく、誘致活動に取り組んでいます。

令和4年度施設利用収入は、前年度の約1.5倍の約3億3,093万もの収入を上げています。

指定管理料は令和3年度、2億7,592万も支払っていることもあり、収益が1億6,355万円と大きな黒字になっています。

指定管理料は、令和4年度2,166万円を減額されたものの、収益が6,093万円も黒字になっています。これなら、指定管理料をもう少し下げてもらってもいいのではないのでしょうか。また、利益を上げているのであれば、市民にもっと幅広いサービスを提供していただきたい。

現在、市立小中学校がアクリエひめじで音楽会を実施する場合は、大規模中学校全校生徒が600名以上の中学校及び義務教育学校後期課程が、施設使用料及び備品使用料の5割に相当する額を上限として、学校指導課が負担されています。

また、対象校は安室中学校、山陽中学校、灘中学校、飾磨東中学校、飾磨西中学校、大津中学校、朝日中学校の7校ですが、他の中学校はどうなっているのでしょうか。

また、中学校によっては準備が必要となるため、前日の午後から大ホールを借りているようです。アクリエひめじの大ホールの平日、全日、全席使用料は30万2,000円で、大ホールの午後の使用料は10万8,000円にもなります。

旧文化センターでは、大ホールの平日、全日、全席使用料は10万5,800円で、大ホールの午後の使用料は3万9,800円でした。アクリエひめじは、使用料が約3倍にもなっています。

そして、高い文化、芸術だけではなく、市民の文化芸術に対して、旧文化センターのように市民に寄り添った取組をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

アクリエひめじは、姫路市民皆の憩いの場であることは間違いありません。

そこで、3点質問します。

1点目は、アクリエひめじの運営は収益重視ではなく、市民第一を考慮して実施してほしいと思いますが、ご意見

をお聞かせください。

2点目は、中学校の音楽会使用料は、アクリエひめじでは旧文化センターの約3倍もの高い使用料を支払わなければなりません。柔軟な対応をしてほしいのですが、ご意見をお聞かせください。

3点目は、駐車料金は、利用者によって免除などの対応も考えてほしいと思いますが、ご意見をお聞かせください。

7項目めは、スポーツクラブ21への支援についてであります。

スポーツクラブ21の設立は、平成12年度から兵庫県の事業として、豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通して地域コミュニティづくりを進めることを目的として始まり、本市においては平成17年度に全ての小学校区において設立され、現在も市内71のスポーツクラブ21が積極的に活動されています。

スポーツクラブ21へは、兵庫県からスポーツクラブ21の拠点となるクラブハウスなどの整備施設を要する経費と、運営に充てる経費の一部として、設立当初1,300万円の基金が交付されたほか、子どもの体力、運動能力向上に向けた取組及び運動習慣を確立させることを目的とし、令和元年度に、スポーツクラブ21ひょうご強化事業として物品の配布が行われておりますが、継続的な支援はありません。

スポーツクラブ21については、会員から会費を徴収し自主運営するのが基本ですが、設立から20年以上がたちその基金も減少する中、少子化やコミュニティ団体の組織率低下の影響で会員数や収入が減り、運営に苦戦しているクラブが存在しています。

実際、既に県からの基金残高が残っていないクラブが24クラブもあります。

そこで、2点質問します。

1点目は、姫路市は、スポーツクラブ21の位置づけをどのようなものとして考えているのか、お聞かせください。

2点目は、姫路市として、スポーツクラブ21に対する支援は考えているのか、お聞かせください。

8項目めは、場外施設（賑わい施設）の整備についてであります。

姫路市の賑わい拠点施設の実現に当たっては、場内事業者との連携が不可欠であると認識しているが、しかしながら、コロナ禍や物価高騰の影響が続く中、場内事業者は、新市場での商売を軌道に乗せ、新たな事業展開を始めた

ころであるため、まず、場内事業者の意見を聞きながら、新市場の活性化と食の拠点につながる賑わい拠点施設の在り方についての勉強会などを開催していく必要もあると考えています。

また、その結果を踏まえ、新市場を生かした賑わい拠点施設としていく仕組みを整えるとともに、社会・経済情勢などを見極めていきたい。

具体的には、市場の特性や魅力を最大限に生かした施設とするため、今後も引き続き、市場活性化に向けた取組の1つとして議論を重ね、再公募に向けた準備を進めていく予定をしている。

併せて、賑わい拠点施設の用地の造成等も行っており、今後、地元や周辺施設と、連携したイベントと市場のにぎわいづくりに向けた暫定的な活用についても検討していきたい。

そこで、3点質問します。

1点目は、賑わい施設の整備はいつまでも放っておくわけにはいかないと思いますが、ご意見をお聞かせください。

2点目は、前回のような、該当者のいない公募のやり方ではなく、他都市を参考にするなど、公募の何かいい案はありますか、お聞かせください。

3点目は、前は賑わい施設の土地の坪単価が10万円でしたが、市民がその価格では納得しないと思いますが、ご意見をお聞かせください。

9項目めは、プレミアム付き商品券の申込方法についてであります。

姫路市では、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の落ち込みを回復させ、地域商業の活性化を図るため、プレミアム付き商品券等に商店街活性化事業、緊急経済対策事業を実施しています。

令和3年度と令和4年度では、購入申込方法が紙タイプ商品券ではがきが利用できましたが、令和5年度はウェブのみの申込方法になりました。

年配の方々から、購入申込みができなかったと多数クレームがありました。なぜ、これまでのように、はがきで申込みができなかったのでしょうか。一体、市民に優しく寄り添う姫路市はどこに行ったのでしょうか。

これだと、プレミアム付き商品券は、誰のために、何のために、発行されているのかよく分かりません。本当に利用したい市民が利用できなければ、何の意味もありません。

また、令和5年度、出張申込受付をされていますが、マ

イナンバーカード所有者のデジタル申込みが、実績数1,618人に対して148人と1割にも達していません。いかにデジタル申込みの人気のなさが伺えます。

そして、市民向け説明会も令和4年と令和5年に実施されていますが、令和4年度の説明会は16会場で18回実施され、95人が参加しています。参加者は1回当たり約5人になります。

令和5年度の説明会は2会場増え、かつ開催数も3回増えたにもかかわらず、8回開催の参加者は11人しかいません。参加者は1回当たり約1.3人となり、参加者数がほとんどいなかったと言っても過言ではないでしょう。

早い段階で、何かいい対策はなかったのか。そもそも、令和4年度でも、参加者が1会場当たり約5人とあまり多くないのに、令和5年度は、参加者が1会場当たり1人強となる説明会をよく実施されようとされましたね。民間では、このような状況なら説明会を実施することはあり得ないでしょう。

必ずしも令和5年度の説明会は、必要だったのでしょうか。

そこで3点質問します。

1点目は、令和5年度のプレミアム付き商品券の申込方法が、はがきがなくなりウェブのみになっていますが、その理由をお聞かせください。

2点目は、令和5年度、市民向け説明会は控えるべきだったのではないですか。ご意見をお聞かせください。

3点目は、これからもプレミアム付き商品券事業が続くとすれば、どんな購入申込方法がベストだと思いますか、お聞かせください。

10項目めは、公益住宅の建設と管理についてであります。

姫路市では、住宅管理システムにより滞納者を早期発見し、毎月の督促を行うとともに、滞納月数に応じた文書、電話による催促、連帯保証人への納付指導依頼、納付催告等を行っています。

また、滞納者が長期にわたる場合には呼出しや銀行訪問等の納付指導を、誠意のない滞納者に対しては明渡しの勧告を行い、特に悪質な滞納者に対しては明渡訴訟の提起を行い、滞納家賃の解消に努めているようです。

そもそも、民間の不動産管理では賃貸保証会社が家賃保証をするため、家賃は確実に入金され、滞納報告は一切なく、保証人がいなくてもしっかりと保障してもらえるので、

これまでのような滞納者への手間は一切かからなくなっています。もちろん訴訟や強制執行などする必要も全くありません。

業者への委託料も、令和3年度の未納料4,088万円ぐらいで引き受けてくれる業者は、姫路市内には多数いるでしょう。

兵庫県は、既に県営住宅を指定管理委託されています。

そして何よりも、入居者にとって、365日24時間管理され、至れり尽くせりで大変喜ばしいことです。

また、姫路市にとっても、これまで住宅管理システムに関わってきた職員が、他の業務で大いに活躍できることを期待します。

そろそろ、姫路市も真剣に考えてはどうですか。

令和5年12月の高校生議会では、空き家を市営住宅にしてはどうですかなど、今まで議会では議論されなかった、斬新な意見が出されました。このようなことでも、民間委託になれば可能になるかもしれません。

また、今回の能登半島地震の被災者復旧住宅の提供数が10戸だそうです、あまりにも少ないと思いませんか。

そこで、3点質問します。

1点目は、姫路市も、市営住宅の管理を本格的に民間委託されてはどうですか。ご意見をお聞かせください。

2点目は、民間の管理では保証会社が家賃保証されるため、滞納者がいないとのことですが、ご意見があればお聞かせください。

3点目は、現在、姫路市ではまだまだ新しい市営住宅を建設していますが、空き室を埋めていく方向に転換されてはどうですか。ご意見をお聞かせください。

11項目めは、公園の利用活用についてであります。

令和5年12月の新聞に、神戸市灘区の王子公園の再整備をめぐる大学誘致で、神戸市と学校法人関西学院は基本協定を締結し、新キャンパスの開設を正式合意した。合意した事業実施計画では、王子キャンパスに新学部を設け、地域や社会、世界にイノベーションを期する人材の育成拠点にする。また、眺望が楽しめるレストランをはじめ、敷地や施設を住民に開放、学校以外も利用可能な図書館を検討するという記事が掲載されました。

令和6年1月、建設委員会で飯塚市と久留米市に視察に行っていました。

飯塚市では、公園等ストック再編計画が実施されています。飯塚市は、住民の高齢化に伴い、地元での公園の維

持管理ができなくなっていることや、少子化に伴い全く利用されていない公園の増加により、公園維持管理費用が増加しているなど、姫路市と全く同じ課題を抱えていました。

計画の中で、公園面積を令和11年に10%、令和21年に20%削減及び用途変更等を実施するなど、姫路市よりはるかに進んだ取組をされていました。

久留米市では、Park-PFIを活用した公園の利活用を実施されていました。PFIとは公共施設の建設、維持管理運営等を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法です。そして、Park-PFIは、設計計画提供者の負担で、公募対象公園施設を整備、運営管理し、公園の魅力を向上させる事業のことです。

そこで、3点質問します。

1点目は、神戸市では大学の新しいキャンパスが公園に開設されるようですが、姫路市ではどうですか。ご意見をお聞かせください。

2点目は、これまで自治会等からPark-PFIのように、公園に何かを建てたいと要望されたことはありますか、お聞かせください。

3点目は、他都市では、公園面積の思い切った削減目標を掲げていますが、ご意見をお聞かせください。

12項目めは、鉄道駅のバリアフリー化とアクセス強化についてであります。

姫路市は、鉄道駅のバリアフリー化の推進が必要であることから、今後も更新した鉄道駅周辺整備プログラムを踏まえ、機会あるごとに公共施設事業者に対して、バリアフリー化に向けた整備のより一層の推進を働きかけています。

また、最近では、山電飾磨駅、山電白浜の宮駅、山電大塩駅においてもエレベーターが設置されました。

しかしながら、山電飾磨駅は北側道路部分のアクセスが完了していないため、近隣住民は大変困っておられます。送迎で渋滞することは予想できなかったのでしょうか。

計画された山電夢前川駅や山電西飾磨駅などでは、バリアフリー化はもちろんアクセスも十分考慮していただきたい。改めて、山電飾磨駅の北側道路の渋滞の改善を、地域住民の意見も聞きながら早急に解決することをお願いいたします。

そこで、2点質問します。

1点目は、そもそも同時進行でバリアフリー化とアクセ

ス強化は計画及び実施しなければなりません、なぜ山電
飾磨駅はそうっていないのか、お聞かせください。

2点目は、これから計画整備する山電夢前川駅などはど
のように実施していくのか、お聞かせください。

13項目めは、学校部活動の地域移行についてでありま
す。

令和5年12月の新聞に、播磨町と流通科学大学が、公
立中学校部活動の地域移行を柱とした包括連携協定を結
んだ。スポーツ学を専門とする同大人間健康学科の教員、
学生らの専門性を生かして、部活動の地域移行で抱える課
題の早期解決や、新たなスポーツ環境の構築を目指す。播
磨町は、2023年度から公立中学校の7つの部活で地域移
行を実施している。今回の協定では、同大が持つスポーツ
に関する教職員の幅広い知見や、専門性の高い学生の学
術・人的支援を活用する。播磨町では現在、保護者、生徒、
教職員に対して、部活動の地域移行についてアンケートを
実施され、同大と共同で結果の分析に取り組み、専門的な
視点からアドバイスを受け、来年度以降の事業に生かして
いく、という記事が掲載されました。

姫路市は、今年度より設立した姫路市中学生スポーツ・
文化芸術活動推進協議会をこれまで2回開催し、関係者と
の協議・連携を継続して行っています。

また、スポーツ庁委託事業、中学校部活動の地域移行等
に向けた実証事業として、今年度は水泳競技と体操競技に
おいて、休日の新たな地域クラブ活動「姫カツ」の実証事
業を実施されています。

そこで、2点質問します。

1点目は、姫路市は、どこかの大学と地域移行の協定な
どを結ぶ予定はありますか、お聞かせください。

2点目は、姫路市は、学校部活動の地域移行について、
具体的にどのような対策を考えているのか、お聞かせくだ
さい。

14項目めは、水道の引込みについてであります。

姫路市内には、昔から水道の引込みが隣の敷地を通っ
ているところがあります。そして、隣が土地の名義を変え
るときなどに、うちの敷地からお宅の水道管を移設してほ
しいとの依頼があり、困っている事例が幾つかあります。

この場合、隣接している道路から、新たに水道管を引き
込まなければなりません。その際、姫路市上下水道局では、
不要となる既設の水道管の撤去を推進しています。また、
撤去しない場合は、敷地の方の承諾書が必要になってきま

す。

たださえ関係がうまくいなくて移設してほしいと
言われているのに、承諾書がもらえますか。そもそも民間
の間に姫路市が首を突っ込んで、既設の水道管の撤去を要
求する権限はあるのでしょうか。

その上、隣の承諾書がもらえない場合は、申込者と水道
業者が連名で、敷地内で何かが起これば全てこちらで責任
を取りますという誓約書が必要になってくるようです。

百歩譲って申込者が誓約書を書いたとしても、水道業者
がそのような誓約書にサインするわけがありません。なぜ
上下水道局は市民に対して、このような理不尽な要求をす
るのでしょうか。

給水装置の設置に当たり、平成28年11月28日付、厚
生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長
より、承諾書の提出を求める手続は、給水装置工事の円滑
な施工に資するものであるが、一方で、申込者が承諾書
を得るために金銭を要求される、土地の所有者と連絡が取
ることができず、承諾書を得ることができない等の事情も生
じている。水道事業者には、水道法第15条1項により、
「事業計画に定める給水区域内の需要者から、給水契約の
申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒
んではならない。」という給水義務が課せられており、上
記のような事情により承諾書の提出がないことが、当該給
水義務を解除する正当の理由に当たらないと、通達されて
います。

そこで、2点質問します。

1点目は、既設水道管の撤去を求める根拠と、承諾書を
求める理由をお聞かせください。

2点目は、隣人の承諾書がもらえない場合、申込者と水
道業者の連名で誓約書を要求されていますが、水道業者に、
サインするはずもない書類を要求することはまさしく不
当要求だと思いますが、ご意見をお聞かせください。

15項目めは、保育所の認可についてであります。

姫路市の保育所の認可は、毎年8月初旬に外部委員によ
る保育所、認可審査を開始し、施設からのプレゼンテーシ
ョン及び現地視察を行い、8月下旬に認可相当であるとの
答申が出ます。

それ以降は、市から施設への働きかけといたしまして、
認可・認可前から保育所保育指針に沿った保育の実施、保
育計画や記録について実施指導による継続的な支援や制
度全般への理解の徹底を図り、適切な施設運営が行われる

よう実施指導されます。

また、並行して次年度の園児募集をし、3月保育所認可・給付費確認後、4月認可施設として開始いたします。しかしながら、姫路市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会委員には、市議会議員及び学歴経験のある方は理解できますが、保育所の運営・経営に携わっている方もおられます。

今後、間違いなく少子化が進み児童が激減していく中、いずれ競争相手になるであろう相手が喜んで認可するでしょうか。このような状況で、本当に公平・公正で透明性のある審査は行われているのでしょうか。

また、令和4年度、2施設が保育所認可審査を受けたところ、一定以上の評価が得られず認可に至りませんでした。

にもかかわらず、令和3年度から令和5年12月末までに提出された保育所の設置認可申請について、不認可とした施設はありませんと調査課に回答しています。

不認可と通知したにもかかわらず、不認可とした施設はありませんとは、どういうことですか。全く意味が分かりません。誰のために、何のために認可するのかよく考えていただきたい。

以前、わんずまぎ一のと きも、当時の担当者が「議員、一度認定した施設の認定を取り消すことはできません。」と言われたことを思い出しました。皆様もご承知のとおり、それから数か月後、その施設が、日本で初めての認可取消しの施設になりました。

幼保連携政策課の常識は、世間の非常識になっていませんか。

また、調査課によると、認可されなかった施設が、翌年、引き続き保育所の設置認可申請をすることができなかった理由に、新たな施設の整備以外の方法により、提供体制が充足する可能性が生じたことと回答されていますが、新たな施設の整備以外の方法とはどんな方法ですか。また、100人規模の施設がたった1年で認可が必要なくなったとは考えられません。

そこで、3点質問します。

1点目は、姫路市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会の委員には、審査される側と同じ立場の方もおられますが、何か問題はありますか、お聞かせください。

2点目は、昨年、認可されなかった施設が、引き続き翌年も認可申請できなかった理由に、新たな施設の整備以外の方法により提供体制が充足する可能性が生じたよう

ですが、新たな施設の整備以外の方法とはどのような方法ですか、お聞かせください。

3点目は、保育認可審査で不認可と通知したにもかかわらず、不認可とした施設はありませんと調査課に回答された理由を、お聞かせください。

16項目めは、新美化センターについてであります。

姫路市のごみ処理を将来にわたり安定的に行うために、老朽化が進む市川美化センターの後継施設として、令和14年頃には、新たなごみ処理施設が必要になると考えています。

令和5年1月6日に、姫路市新美化センター建設候補地選定委員会設置要綱を制定し、副市長を委員長に、関係する理事級職員を委員とする庁内検討組織を設置し、姫路市環境審議会の答申を元に策定した姫路市新美化センター整備基本構想に掲げる建設候補地選定の方法、評価項目等に基づいて、選定作業が進められました。

一次選定では、行政が市内全域から、新たなごみ処理施設の建設適地を探る視点で抽出した候補地26か所と、自治会等から情報提供いただいた6か所について、法的、物理的制約条件による除外条件や抽出条件により、行政選定地9か所と情報提供地3か所の計12か所を建設予定地として絞り込み、二次選定では、絞り込んだ12か所について、アクセス性やインフラ整備の容易性、人口分布等の立地条件の視点並びに施設の安定稼働に資する防災の視点など、13の評価項目で審議し、候補地4か所を選定しています。

さらに、最終審査となる三次選定では、二次評価で選定した4か所について、生活環境への影響、合意形成の容易性、ごみ搬入の円滑性、用地取得、用地整備の容易性などを、11の評価項目をもって総合的に評価し、立地適性が最も優れている候補地が選定されています。

現在は、選定された最終候補地の地元自治会や住民への説明会などを行い、事業への理解が得られるよう進められていると伺っております。

また一方で、来年度予算案には、新美化センター整備基本計画の策定のための予算が計上され、検討組織として、姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会条例の議案が、令和6年第1回姫路市議会定例会へ上程されており、建設場所の決定後、速やかに事業を進めるために準備されていることと思います。

住民の理解を深めるためにも、安全安心で魅力的な施設

づくりと、地域の発展につながる事業をお願いいたします。
そこで、4点質問します。

1点目は、先日、代表質疑において、石堂議員の質問に対する答弁において、旧南部美化センターの場所が選定されたことを報告されました。選定された当該候補地が他の候補地と比べて、特にどういった点で新美化センターの建設に適していると評価されたのか、お聞かせください。

2点目は、説明会では、住民の方々の意見、ご心配をきちんと酌み取りながら進められて、様々な問題も把握される中、そこでの地域住民の方々の反応や意見などはどのようなだったのか、お聞かせください。

3点目は、令和4年度に策定された姫路市新美化センター整備基本構想において、地域住民に親しまれ、地域に貢献する施設を整備基本方針の1つとしていますが、令和6年度から策定の準備に入る新美化センター整備基本計画においては、どのような検討をされるのか、お聞かせください。

4点目は、新美化センターの整備について、特に地元住民からはいろいろな意見があると思いますが、検討過程の透明性を確保しつつ、地域住民の声を丁寧に聞くことが必要だと思いますが、ご意見をお聞かせください。

以上で、第1問を終わります。

○井川一善副議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

重田議員のご質問中、人口減少社会における姫路市の取組についてお答えいたします。

まずこれから、姫路市としてどのような考えの下、人口減少に対して取り組んでいくのかについてであります。コロナ禍を乗り越えた今、私たちは、急激な人口減少という我が国全体を覆う喫緊の課題に改めて向き合わなければなりません。

少子化が加速する中、現在約52万人の本市人口も、2050年には今より約9万人減少すると予測されています。

このような急速な人口減少、とりわけ労働力人口や子どもの減少は、地域経済の縮小や行政サービスの低下など、市民生活のあらゆる面で深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

人口減少への対応として、まずは少子化対策といった人口減少の緩和策を講じる必要があります。

一方で、人口減少自体は避けられないため、人口が減少

することを前提とした仕組みや政策を立案していくこと、つまり、人口減少に適応していくための取組も併せて進めていく必要があります。

人口減少の緩和策と人口減少への適応策、この両輪で人口減少社会を乗り切っていかなければなりません。

特に、今後は行政運営を行うに当たっては人口減少を前提とし、未来から逆算して今行うべき施策やその優先順位を決め、実行していくバックキャスト思考に基づき、今なすべきことを果敢に行っていくことが必要であると考えております。

こうした取組は痛みを伴うものであり、行政だけでなく、議会や市民の皆様も含め、オール姫路でこのようなマインドセットへと転換していかなければなりません。

私は、姫路市が利活用することができるあらゆる人材や資源を総動員し、不転退の決意でこれらに取り組んでいく覚悟であり、市民の皆様、議員の皆様のご理解・ご協力を賜りたいと考えております。

次に、将来を担う世代への支援について、令和6年度はどのように取り組んでいくのかについてであります。この困難な時代において、まちに活力を生み、明るい未来を切り拓いていくための原動力は人です。

未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができるよう、子育て環境を充実させます。具体的には、出会いから結婚、妊娠・出産期までを支援するため、若い世代に出会いのきっかけを提供するほか、生後1か月頃の乳児の健康診査に係る費用を助成するとともに、乳幼児健康診査や小児予防接種に関する記録をデジタル化するなど、母子保健サービスのさらなる充実を図ってまいります。

また、健やかな成長を支える子育て環境を整備するため、保育サービスの多様なニーズに応える、(仮称)こども誰でも通園制度の試行的事業を実施します。

さらに、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、こども医療費について、所得制限を撤廃し、通院、入院にかかわらず18歳まで完全無償化いたします。

今後、子どもが希少化していく中、未来の創り手となる子どもたちを育むためには、よりよい教育環境の整備が重要であります。

そこで、令和8年度の統合新設校の設置に向け、市立3校の学習活動や部活動等の一部を合同で実施し、交流を図ることで一体感を育むとともに、旧中央卸売市場跡地における新校舎建設に向け、用地取得を推進してまいります。

また、児童生徒の教育環境の改善や避難所としての機能強化を図るため、令和8年度までに全ての市立学校の体育館に空調を設置いたします。

さらに、国際社会で必要なスキルを備えたグローバル人材の育成・確保を図るため、外国人留学生と本市の高校生がともに学び、活動する環境づくりを支援いたします。

加えて、より高いレベルのスポーツ競技や芸術文化活動に触れることができる機会を充実させ、子どもたちのシビックプライドの醸成を図るなど、未来の創り手となる子どもたちの育成に向けて、幅広い取組を行ってまいります。

次に、令和5年度の事業見直しの総括と今後の対応についてであります。私は、2期目の市政運営をスタートさせるに当たり、積極的な施策の展開と持続可能な財政運営の両立を図るべく、既存の事業を今の時代に即したものに直す事業見直しに着手いたしました。

今年度、この取組において、全庁横断的に既存事業の目的、手法、効果等を再検証し見直しを進めた結果、事業の最適化が一定程度進むとともに、今年度見直し方針を決定した48の事業につきましては、令和5年度予算比で約3.1億円の経費を削減することができました。

しかしながら、先に申し上げましたように、今後、人口減少に対して、緩和と適応の両面から新たな事業を展開していくためには、当然に、恒久的な財源が必要となりますので、今年度の見直しだけでは十分とは言えません。

人口減少や少子高齢化による社会構造の変化やこれに伴う財源や人材のより一層の制約が見込まれる中、先送りすることなく、より強力に事業の見直しを進めていかなければ、持続可能な形で自治体経営を行うことができなくなるものと考えております。

このため、来年度以降も積極的な施策の展開と持続可能な財政運営の両立に向けた事業の見直しをはじめ、不断の行財政改革に積極果敢に取り組む所存であります。

繰り返しとなりますが、こうした取組は痛みを伴うものであります。市民の皆様、議員の皆様におかれましても、ともに姫路の未来に思いをいたし、人口減少というかつてない難局をともに乗り越えることができるよう、本市のこれからの取組にご理解・ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

○井川一善副議長

和田副市長。

○和田達也副市長（登壇）

私からは、3項目めと7項目めについてお答えいたします。

まず、3項目め、不当要求行為への対応についてでございますが、再発防止対策の効果といたしましては、このたびの不当要求事案の大きな問題点の1つであった要望等の全件記録の作成が徹底されていなかったことへの対策といたしまして、複数人での対応と全件録音を実施することにより、全件記録の徹底と正確な記録の作成を担保することができております。

また、不当要求行為に関する記録について、組織内での情報共有が図れず、適正な対応ができていなかったことへの対策としましては、私が会長を務め定期的に開催しております要望等庁内審議会において、全ての要望記録の確認やチェックリストに記載された行為について、審議を行っているところでございます。

加えて、職員が公正な職務の遂行を妨げる行為に対する対応については、市議会議員からの要望等に係る職員の対応に関する基本方針について幹部職員への研修を実施するとともに、各所属でのグループミーティングの議題とし活用したことで、職員一人一人の再発防止に関する意識改革も図れているものと感じております。

次に、再発防止対策に係る職員への周知が徹底されていないのご意見についてでございますが、議員からの要望等に係る全件録音につきましては、職員倫理条例の適正な運用が目的であり、職員と議員が接触する全ての場面において録音の実施を求めるものではございません。

議員ご指摘の全件録音の対象外の場面において職員が録音を行った件につきましては、対応した職員が全件録音の対象となる要望等とそれ以外のものを十分に区別することができていなかったことが原因でありましたので、速やかに庁内で情報共有を行いました。

議員ご指摘の事案も含め、職員間における対応に差異が生じないように、昨年7月には、職員倫理条例に規定する要望等の対象となる行為や記録の例外等について解説した市議会議員からの要望等の取扱運用基準を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、議員の皆様にも配付し、ご理解とご協力をお願いしております。

また、職員倫理条例を解説しております運用マニュアルについて改訂を予定しており、議員の皆様のご意見も反映したいと考えております。

再発防止対策の取組につきましては、議員の方々とも協議を重ね、決定したものでございますので、その運用に関しては両者の協力が必須であると考えており、今後も再発防止対策の運用に関して問題が生じた場合は、両者で協力して解決を図り、よりよい運用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、7 項目め、スポーツクラブ 21 への支援についてでございますが、スポーツクラブ 21 は、兵庫県が県民の豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通して地域コミュニティづくりを進めるため、平成 12 年から事業を実施しております。

現在、本市では小学校区を基本として 71 クラブが設立され、自主運営によりそれぞれの地域の特性を生かしながら、様々な種目において、子どもから高齢者まで世代を超えた活動を実施しております。

スポーツクラブ 21 の位置づけにつきましては、「いつでも、どこでも、だれでも」を基本的な考えとし、市民が身近なところで気軽にスポーツや文化活動を楽しみながら、市民の健康増進を図るだけではなく、子どもから高齢者まで様々な世代が交流し、校区内はもちろんのこと、校区の域を超えた地域のコミュニティを形成することで、地域の活性化にも大きく寄与する、地域スポーツの核となる組織であると考えております。

本市といたしましては、スポーツクラブ 21 は会員から徴収した会費によって自主運営をしている組織であることから側面的な支援を行っております。

具体的には、現在、兵庫県が定める実施要項に基づき、姫路市連合自治会や姫路市小学校長会、姫路市スポーツ推進委員会などを構成員として設置したスポーツクラブ 21 ひょうご姫路市推進会議において、県から各校区スポーツクラブ 21 に交付された基金を適正に管理しております。

また、活動拠点であるクラブハウスの老朽化に伴う改修のほか、市内全 71 のスポーツクラブ 21 の会員が交流する全市交流大会の会場確保や当日の大会運営のサポートを行っております。

さらに、広報ひめじにおいて、スポーツクラブ 21 の特色や入会方法を紹介する記事の掲載や、入会を希望する市民からの問合せに対し、条件の合致するクラブを紹介し、会員の増加を図るなどの支援を行っているところでございます。

今後、スポーツクラブ 21 に対する支援につきましては、

地域でのスポーツイベントの開催に対する補助金の検討や、スポーツクラブ 21 は中学校部活動の地域移行に係る有力な受皿の 1 つであると期待されていることから、部活動地域移行を進める中で課題を整理し、必要な措置を検討してまいります。

以上でございます。

○井川一善副議長

西田教育長。

○西田耕太郎教育長（登壇）

私からは、2 項目め、5 項目めのうち教育委員会事務局所管部分及び 13 項目めについてお答えいたします。

まず、2 項目めでございますが、登校旗の配布につきましては危機管理室が行っておりますが、児童への登校旗の使い方を含めた登下校の安全指導については学校が行うものであり、登校班全体での並び方の確認や個別の班ごとの指導を行っております。

また、登校旗を正しく使用するためには、全体指導や個別指導など、状況に応じて粘り強く繰り返して指導することが大切であると考えております。

登校旗の正しい使い方につきましては年度当初の校長会で伝達しておりますが、今後、危機管理室、警察とも連携して、より具体的な使い方を示してまいりたいと考えております。

次に、5 項目めのうち、教育委員会事務局所管部分についてでございますが、市立幼稚園につきましては、姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針を踏まえ、老朽化対策を行ってまいりました。令和 6 年度からは、木造園舎についても耐震診断を実施する予定であり、診断結果に応じて必要な改修を実施してまいります。

次に、13 項目めでございますが、地域移行に向けた本市と大学との連携につきましては、令和 5 年 4 月に、市内の 4 大学に地域移行についての説明と連携に向けた協力依頼を行いました。

今後、指導者や学生ボランティアの派遣、大学施設の使用等について、大学との連携の在り方を具体的に検討してまいります。

本市の学校部活動の地域移行についての具体的な対策につきましては、国の方針に沿って、本市も令和 8 年度の中学校総合体育大会以降をめどとして、休日の学校部活動を、新たな地域クラブ活動である「姫カツ」として展開することを目指しております。

そのためにも、令和5年度から7年度は改革推進期間と位置づけ、学校や市内の関係団体等との連携協議を重ね、実現可能な部分から合同練習型や部活移行型等の実証事業を行い、地域や競技の実情に応じた実施体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○井川一善副議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長（登壇）

私からは、4項目め、6項目め及び9項目めについてお答えいたします。

まず、4項目めのじばさんびるについてのうち、姫路駅周辺の出先機関のじばさんびるへの集約でございますが、公益財団法人姫路・西はりま地場産業センターの所有するじばさんびるは、地場産業の健全な育成及び発展に資することを目的に、姫路・西播磨地域の市町や経済団体、地場産業団体からの出捐に加え、国及び兵庫県から補助金を受けて、建設された建物でございます。

2月15日に開催された法人の理事会では、同法人の存続期間を令和6年12月31日までとし、建物を含む残余財産は本市に贈与するとの解散方針が議決されたところでございます。

理事会での議決は、建物について、姫路駅近くの立地を生かし、当分の間、産業振興の拠点として本市が活用することを前提とした兵庫県や関係市町、地場産業団体との協議を踏まえたものであることから、議員ご提案のじばさんびるを活用した公共施設の集約化については、現時点では困難なものであると考えています。

しかしながら、公共施設の集約化は効率的な行政運営を行う上で非常に重要であることから、中長期的には建物への投資額や、姫路駅南エリアの将来的な在り方などを踏まえ、建物の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、播産館で、ふるさと納税に特化した企画につきましては、法人から本市にじばさんびるの贈与があった場合には、地場産品や特産品の販売及びPRを効果的に行うため、観光客のニーズを的確に捉え、機動的な店舗運営が期待できる事業者に、播産館スペースの運営を担っていただきたいと考えています。

その際には、ふるさと納税との所管部署と連携を図りつつ、返礼品が生み出された本市の豊かな自然や歴史的背景、物語性などを紹介する特設ブースの設置を検討するなど、

返礼品のPRと魅力ある商品開発の促進に取り組みたいと考えております。

次に、6項目めのアクリエについてお答えいたします。

まず、アクリエひめじの運営でございますが、アクリエひめじは市民文化の醸成、まちなにぎわいの創出、コンベンションの誘致を図るために、播磨地域の新たな交流拠点として設置した施設でございます。

管理運営する指定管理者は、施設の機能を生かした大型催事や大規模MICEの計画的な誘致に加え、多彩な自主事業を展開するなど、市民をはじめ市外からの来場によって、本市のにぎわい・交流促進や文化振興に取り組んでいると認識しております。

次に、使用料の柔軟な対応でございますが、アクリエひめじの使用料は、旧文化センターをはじめ、近隣のホール等を参考に、客席1席当たりの単価を基に設定しております。

大ホールは、客席が旧文化センターと比べて多いために高額となることから、1階席のみを使用する小規模使用料金も設定しております。

中学校の音楽会使用料への柔軟な対応につきましては、令和4年度より、市立学校のうち大規模校等がアクリエひめじを利用する際には、会場使用料の5割相当額を公費負担しており、今のところさらなる対応は厳しいものと考えております。

次に、駐車料金の免除でございますが、アクリエひめじの駐車料金は、周辺の民間駐車場とのバランスを取りつつ決定しております。また、駐車場に限りがあることから、オープン前から公共交通機関の利用を推奨しております。

駐車料金への減免制度の導入は、自動車の利用を促進し、周辺道路の混雑を招くおそれがあるため、現時点では、慎重に判断すべきものであると考えております。

最後に、9項目めのプレミアム付き商品券の販売方法についてお答えいたします。

まず、申込方法がウェブのみとなった理由でございますが、今年度、本市が重点施策に掲げております市民生活の質を高めるデジタル改革を推進する中、商品券の購入申込をウェブのみとし、スマートフォンなどの情報通信機器の利用を市民に促すことで、市民生活のデジタル化に貢献しようとしたものでございます。

次に、令和5年度の説明会実施の見解でございますが、令和4年度に初めてデジタル商品券を発行した際、スマー

トフォンなどに不慣れな方へ、市内の携帯電話ショップでのサポートと、市民センターなどの会場で説明会を開催しました。

令和5年度は、紙タイプ商品券の申込方法をウェブのみとしたことでサポートの必要性が増したことから、会場及び回数を増やして実施したものでございます。

令和5年度は説明会と個別サポートを合わせて行ったため、説明を希望されずに個別サポートのみを受けられた方が圧倒的に多かった結果、会場にお越しになった1,618人のうち、説明会参加者は11人となりました。

会場にお越しの方のニーズに合わせて1,600人をサポートできたことから、一定の成果はあったものというふうと考えております。

次に、プレミアム付き商品券事業のベストな購入申込方法でございますが、令和4年度と比べ5年度はデジタル商品券の申込者数が増加しており、また本市のデジタル化施策を推進するためにも、令和6年度はデジタル商品券のみの発行を計画しております。

また、購入申込に当たりましては、短期間で手軽に申し込める専用アプリによる購入申込方法がベストであるとと考えております。

しかしながら、専用アプリによる申込方法は不慣れな方には不自由であることから、申込段階から店舗での決済段階までしっかりとサポートしていきたいと考えており、令和6年度は、新たに各公民館でデジタル商品券講座を実施するなど、市民サポートを拡充してまいります。

講座の実施に当たりましては、議員ご指摘のとおり、個別サポートを希望された方が多かったことから、関係部署のアドバイスもいただきながら進めてまいりたいと考えております。

さらに、別途実施予定の高齢者を対象としたスマートフォンの購入補助や、スマホサロン及びスマホ教室設置などのデジタル・ディバイド対策とも連携して、しっかりとサポート体制を整えてまいります。

以上でございます。

○井川一善副議長

白川こども未来局長。

○白川小百合こども未来局長（登壇）

私からは、5項目めのうちこども未来局所管部分及び15項目めについてお答えいたします。

まず、5項目めの2点目でございますが、令和3年7月

に策定した姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針においては、老朽化した就学前施設への対応についても重要な課題と位置づけ、取組を進めていくこととしているところでございます。

在り方方針に基づき、同年12月には第1期実施計画を策定し、これまで、園児数の減少や施設の老朽化の視点を基に対象施設を選定し、施設の集約化等を進めてまいりました。

令和6年度には第2期計画の策定を予定しており、施設の老朽化を含めた諸課題に対応するため、スピード感を持って引き続き、在り方方針に沿った取組を進めてまいります。

続きまして、15項目めの1点目でございますが、平成29年に判明した認定こども園の不正事案の再発防止に向け、子ども・子育て会議の答申内容を受けて、再発防止策を策定いたしました。

この再発防止策においては、認可外保育所が保育所認可を受ける際の事前協議・審査の取扱として、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の認可部会が実施するプレゼンテーション審査において、一定以上の評価が得られることとされております。

社会福祉審議会の委員については、社会福祉法において、議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから任命するとされており、プレゼンテーション審査に携わる分科会委員については、その中から委員長が指名することとなっております。

これらのことから、プレゼンテーション審査における現在の社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員構成に、問題はないと考えております。

次に、2点目でございますが、保育所の認可などの提供体制の確保については、子ども・子育て支援事業計画に基づき進めているところでございます。

令和5年3月には、最新の将来人口見込みなどを基に、同計画の中間見直し計画を策定いたしました。その計画においては、おおむね提供体制が確保されてきているため、ほとんどの区域において、新たな施設の整備や新たな施設の認可をすることとはされていません。

一部の区域や年齢区分において不足は生じておりますが、既存施設の定員変更や、提供体制が確保されている区域から確保されていない区域への移転などにより充足する可能性があるため、令和5年度については新たな認可施

設の募集は行わなかったものでございます。

最後に、3点目でございますが、保育所の認可については、児童福祉法第35条第6項により、認可に際してあらかじめ審議会の意見を聞くこととなっております。

当市においては、再発防止策に基づき、認可申請に先立ち実施される事前協議、及び社会福祉審議会児童福祉専門分科会の認可部会が実施するプレゼンテーション審査において、一定以上の評価が得られることを持って、審議会の意見としております。

ご質問中の令和4年度に事前協議のあった施設については、プレゼンテーション審査の結果を踏まえた審議会の意見を通知した結果、認可申請書の提出に至らなかったものです。

そのため、せんだっていただいた、議会事務局を通しての調査におきまして、提出された保育所の設置認可申請について、不認可とした施設はないが、認可保育所への移行に係る事前協議を受けた施設について、本市の基準に基づき審議会で審査及び審議したところ、一定以上の評価が得られず、結果的に認可に至らなかった施設はある旨の回答をしたものでございます。

以上でございます。

○井川一善副議長

三宅中央卸売市場担当理事。

○三宅和宏中央卸売市場担当理事（登壇）

私からは、8項目めについてお答えします。

まず、賑わい拠点施設につきましては、市場の活性化や播磨地域の食の拠点づくりを進めていく上で、必要不可欠な機能であると認識しております。

現在、再公募に向けた今後の方向性について、場内事業者と勉強会を開催し、検討を行っておりますが、国際情勢による物価高騰の影響が続いている状況であるため、公募の時期につきましては、社会・経済情勢を注視しながら、慎重に検討してまいります。

なお、再公募までの期間につきましては、今年度、用地の一時的な造成を行っており、一般利用はできないものの市場関係者による暫定的な活用も可能となりましたので、今後、場内事業者や地元の方々、そして周辺施設と連携したイベントなどでの暫定利用の方法についても検討してまいります。

次に、公募の方法につきましては、前回の公募プロポーザルにおきましては、にぎわいの創出、食の魅力発信、市

場や地域との連携の3つの機能を求めています。

開設者としましては、賑わい拠点施設が、市場の活性化や播磨地域の食の拠点づくりに寄与する施設とするためにも、次回の公募に当たっても、これらの機能を求めている方向で考えております。

一方、前回の公募プロポーザルでは約100社の事業者に声をかけ、21社の事前サウンディング調査を実施した上で募集を行いました。結果的には新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、中止となりました。

その後、サウンディングを行った事業者を中心に、公募型プロポーザルが中止に至った要因等を分析する目的で、アンケート調査を行いました。

その結果や他都市の事例などを参考にしながら、さらにより多くの事業者が公募型プロポーザルに参画できるようなフレーム、仕組みづくりが必要であると考えており、これらのことにつきましても、場内事業者とともに検討を進めてまいります。

最後に、前回の公募型プロポーザルでは、土地は売却または事業用定期借地による貸付けのいずれかによるものとしておりました。売却の場合、最低売却価格につきましては、適正かつ客観的な金額とするため不動産鑑定を行い、当時の相場価格で設定いたしました。

次回の公募プロポーザルにおける売却価格の考え方につきましても、基本的には不動産鑑定に基づき設定する方向ですが、より競争性を高め、よりよい提案をいただけるよう、参加事業者のインセンティブとなるような価格設定が可能かについても検討してまいります。

私からは以上でございます。

○井川一善副議長

加藤都市局長。

○加藤賢一郎都市局長（登壇）

私からは、10項目めについてお答えいたします。

まず、1点目の市営住宅の民間委託による管理についてでございますが、市営住宅の管理については、施設の維持管理や修繕のほか、入居から退去まで密接に関連する一連の業務を行っております。

入居の決定、家賃の決定・減免、大規模修繕や改修、住宅の明渡しや使用料の滞納による訴訟の提起などの業務については、関係法令により事業主体である本市が行うものとされ、民間委託を行うことができる業務には制限がございます。

他都市では指定管理者制度等を導入している事例もあることから、本市においても、令和2年度にサウンディング型市場調査、令和3年度に中核市調査を行い、費用対効果等の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、指定管理者制度導入後の費用試算では、現在直営で実施している管理費用と指定管理費及び法的に市が行うべき事務費等を合計した費用を比較すると、直営管理よりも指定管理者制度を導入した場合のほうが費用面で増額になること、また、住基情報や税情報へのアクセス等において、個人情報セキュリティ面の課題があることから、現時点では導入は適切でないと判断しております。

しかしながら、修繕等の維持管理を対象とした包括的民間委託については個人情報の問題もなく、職員の負担軽減にもつながることから、検討を進めたいと考えております。

2点目の民間では家賃保証会社を活用して家賃の滞納がないことに対する意見についてでございますが、民間の住宅において、連帯保証人の代わりに家賃保証会社を利用するケースがあることは存じ上げております。

一方、姫路市では、令和2年の民法改正に合わせて、国の技術的助言に従い、市営住宅の入居要件に連帯保証人の確保を求めておりません。

国土交通省の資料によりますと、住宅確保要配慮者に対する賃貸人の意識として、高齢者、障害者に対して7割、外国人に対して6割が拒否感を持っており、入居制限の理由として家賃の支払いに対する不安が2割という調査結果がございます。

民間住宅では、入居条件として家賃保証会社の利用が示されている物件が多く、安定した収入のある方が家賃保証会社を利用し、民間住宅に入居しておりますが、市営住宅は住宅に困窮した低額所得者を入居対象としておりますので、比較は困難なものと考えております。

なお、今国会で家賃保証業者を国が認定する制度の創設を目指した改正法案の提出が予定されているとの報道もあるため、今後、国の動向を注視してまいります。

3点目の市営住宅の建設ではなく空き室を活用することについてでございますが、姫路市では、平成28年3月に策定し、令和3年に見直しを行った姫路市住宅計画に基づき、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で住宅を供給するという公営住宅の目的達成のために、必要な戸数の提供を行っております。

建替えに当たっては、老朽化の進んだ住宅に限り行って

おり、その際には近隣団地との集約を行うなど管理戸数の減を図っております。

空き部屋の改修につきましては、限られた予算の中で改修費用や需要の高さなどを見ながら工事を進めております。

今後も予算確保に努め、空き部屋改修を進めることで、全体の住宅戸数の減少につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井川一善副議長

柳本建設局長。

○柳本秀一建設局長（登壇）

私からは、11項目めについてお答えいたします。

まず、公園内に大学等を開設することは可能かについてでございますが、都市公園内に設置できる施設はその効用を全うするための公園施設として、都市公園法及び施行令により修景施設や休養施設などに限られており、大学等の教育施設は設置可能な施設に含まれておりません。

神戸市の事例は、現在、公園として供用されております区域の一部を都市公園区域から除外し、大学を建設すると聞いております。

本市では現在のところ都市公園を廃止し、大学などの新たな施設を開設することは検討しておりません。

次に、市民、自治会から公園内に設置を要望される施設はあるかについてでございますが、地元自治会からトイレや休憩施設などの公園施設の設置の要望は受けておりますが、その他の施設について要望はございません。

平成29年度に創設されたPark-PFIの導入事例が全国的に増えており、公募により決定された民間事業者により、公園内にカフェやレストランなどを設置することで公園のにぎわい創出につながっております。

本市におきましても、既存の都市公園の再整備の際に同制度を活用することを検討しており、調査研究を進めているところでございます。

最後に、公園面積の削減についての市の考えでございますが、都市公園法第16条により、都市公園の区域の全部又は一部をみだりに廃止してはならないとされております。

しかしながら、少子高齢化に伴う利用状況の変化や維持管理に係る負担が課題となり、従来どおり都市公園を維持していくことは困難になりつつあります。また、他都市に

おきましても公園の再編や廃止について議論されるようになっており、他都市の取組事例を調査、研究するとともに、国の動向を注視してまいります。

本市におきましても、地域の実情や状況を把握した上で、今後の人口の推移を考慮しながら、再編や廃止も視野に入れ、今後の都市公園の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井川一善副議長

柴田都市整備担当理事。

○柴田柱太都市整備担当理事（登壇）

私からは、12項目めについてお答えいたします。

鉄道駅のバリアフリー化やアクセス強化につきましては、鉄道駅周辺整備プログラムに基づき、計画的に進めているところであります。

飾磨駅につきましては、改札口が南側にしかなく、駅利用者は、踏切道改良促進法に基づく改良すべき踏切道に指定された、歩車混在の危険な踏切を横断しなければならず、安全性の確保が課題であったことから、令和3年度に北改札口を整備するとともに、駅前広場の北側に一般車乗降場を整備いたしました。

しかしながら、供用開始後、送迎目的の車両が一般車乗降場を利用せず、北改札口に隣接する市道高浜113号線の道路上に長時間にわたり停車する車両が多数発生し、一般の交通に影響を及ぼす状況が生じたことから、地元警察署や山陽電鉄と連携し、一般車乗降場の利用を促す案内看板の設置や、駅構内での掲示物による啓発を実施してまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、依然として停車車両を排除するには至っていない状況であります。

そのため、送迎車両などの一般交通と駅を訪れる歩行者が安全で快適に利用できるよう、現在、駅前広場の抜本的な再整備について、地元まちづくり協議会や公安委員会と協議を重ねているところでございます。

令和6年度には基本設計を行い、早期にアクセス強化が実現できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、これから計画、整備する夢前川駅などは、どのように実施していくのかについてでございますが、夢前川駅につきましては、現在、山陽電鉄において、エレベーターやトイレ等のバリアフリー化工事が進められており、令和6年度には駅南側のロータリー工事に着手してまいりま

す。

また、令和6年度から事業に着手することを予定している西飾磨駅などにつきましても、駅舎のバリアフリー化に合わせて、ロータリーなどの駅前広場を計画してまいります。

今後も、鉄道駅周辺整備につきましては、バリアフリー化とアクセス強化を一体的に進めることで、全ての駅利用者が安全で快適に利用できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○井川一善副議長

植田上下水道事業管理者。

○植田敏勝上下水道事業管理者（登壇）

私からは、14項目めについてお答え申し上げます。

まず1点目の既設水道管の撤去を求める根拠と承諾書を求める理由についてでございますが、姫路市給水条例第4条の規定により、給水装置は1戸又は1箇所専用するものですので、既設水道管を撤去することにより新たな水道管を設置することができるものでございます。

また、姫路市給水条例第7条第3項の規定によりまして、他人の土地に何らかの作用を伴う工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の承諾を求めています。

次に、2点目の隣人の承諾書がもらえない場合、申込者と水道業者の連名で誓約書を要求しているが、サインするはずのない書類を要求するのは不当要求ではないかでございますが、承諾書がもらえない場合には、個別具体的な状況に応じまして、申込者から誓約書を提出していただいております。

ただし、工事施行に関し水道業者の責任において処理すべき事案が含まれる場合に限り、申込者と水道業者から連名で誓約書を提出していただく場合がございます。

以上でございます。

○井川一善副議長

福田農林水産環境局長。

○福田宏二郎農林水産環境局長（登壇）

16項目めについてお答えいたします。

初めに、飾磨区今在家の旧南部美化センターの土地が他の候補地より評価された点についてでございますが、当該地は市の所有地であるため用地取得費が不要であり、搬入道路や上下水道などのユーティリティ、収集運搬効率など、経済性の項目で他より高い評価となり、周辺環境への配慮、合意形成も含めて、総合的にも適性が最も高いと

評価されたものでございます。

次に、住民説明会での主な意見としましては、建設候補地の選定過程に関する質問や、ごみ搬入車両による交通量の増加といった生活環境に対する影響への懸念、また、ごみや下水、し尿の処理施設が当該地域に立地することへの疑問などの声がありました。

一方で、エコパークあぼしを例に、最新の環境性能が十分に満たされるのであれば反対する事業ではないといったご意見もございました。

選定の過程や環境への影響などについてできる限り丁寧に回答させていただくとともに、地域課題への対応等につきましては、今後地域とともに検討していく旨を説明しました。

次に、新美化センター整備方針に関する整備基本計画における検討内容についてでございますが、廃熱の利用やごみ処理発電などエネルギーの利活用方法、さらには災害時にも電力供給ができる防災拠点としての機能なども検討する予定でございます。

安全安心で環境に配慮した施設であることに加えて、まちづくりの核となるよう検討を進めてまいります。

最後に、地域の声を反映した事業の推進については、地域の皆様と連携し、諸課題の解決や地域振興策等について、オープンな場で意見交換を行う地域連絡調整会議を継続的に開催し、透明性を保ちながらご意見等を整備に反映したいと考えております。

以上でございます。

○井川一善副議長

以上で、重田一政議員の質疑を終了します。